

[事案 22-126] 契約取消請求(不受理)

・平成 23 年 1 月 26 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 49 年と昭和 53 年にそれぞれ加入した保険契約および昭和 60 年に転換した保険契約についての加入経緯に疑問を感じ、相手方会社から保険証券を取り寄せ確認したところ、申込書が他人の字で書きかえられており、保険証券が他人の住所へ送られ、偽造されていた。これは、営業担当者等が関与した不法行為であり、保険契約を取り消してほしい。

<不受理の理由>

本件申立ての当否の判断に際しては、各契約手続の経緯、申込書の署名の真偽等の事実認定が極めて重要な要素となること、契約時から既に 30 年が経過しており、契約手続の経緯について認定することが極めて困難であることや筆跡鑑定が必須となると思われること等を考慮すると、公正な判断を行うためには、裁判所における訴訟手続によることが適切であり、厳密な証拠調手続をもたない裁定審査会において裁定を行うには適当でないと判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項（9）に基づき申立てを不受理とした。